

亀山市地区コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市地区コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市地区コミュニティセンター条例施行規則（平成17年亀山市規則第84号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 関南部地区コミュニティセンターにおける第2条第1項、第3条から第6条までの規定及び様式第1号から様式第6号までの規定の適用については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、第2条第1項中「条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあり、及び「指定管理者」とあり、並びに第3条から第6条までの規定及び様式第1号から様式第6号までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。